

AWM 化学物質管理指針

付属書 1

施行 2016 年 2 月 26 日

(発行 2016 年 2 月 26 日)

エア・ウォーター・マッハ株式会社

品質管理部

1. 管理対象物質

エア・ウォーター・マッハ(株)の管理対象物質はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の管理対象物質リスト(最新版)の対象物質とする。

また、管理物質に該当する物質で、条約・法・条例・業界指針などで個別に対象地域や製品などに対して規定されている場合はそれらを順守すること。

表1 管理物質の法規制、業界標準等

	管理対象基準名
1	化審法(第一種特定化学物質)
2	安衛法(製造等禁止物質)
3	毒劇法(特定毒物)
4	RoHS指令
5	ELV指令
6	CLP[AnnexVI Table 3.2 CMR-cat.1,2]
7	REACH AnnexXVII[除:CLP AnnexVI Table 3.2 CMR-cat.1,2]
8	REACH 認可対象候補物質(SVHC)
9	POPs Annex I
10	ESIS PBT[Fulfilled]
11	GADSL
12	IEC62474/JIG

本指針での管理物質に対する該当/非該当を確認する為に、以下の検索ソフトを用いる事が可能である。但し、本ソフトは補助的なものである為、入力支援ツールに該当しない場合でも、対象の法規制などに該当する事がわかっている場合は報告のこと。

「JAMP AIS 入力支援ツール(最新版)」

「JAMP MSDSplus 入力支援ツール(最新版)」

資料、ツールの入手

<http://www.jamp-info.com/msds>

<http://www.jamp-info.com/ais>

2. 提供していただく資料

情報提供していただく資料はその内容により必須と個別依頼に分かれます。この表以外でも、顧客要求により調査が必要な化学物質、及び法規制の変更・追加により調査が必要になった化学物質についても対応をお願い致します。

※ 必ず提供いただきたい資料

1	安全データシート
2	RoHS 指令 REACH 規則不使用証明書
3	JAMP 情報提供シート

※ 任意で提供いただきたい資料

1	RoHS 指令 6 物質の分析データ
2	REACH 規則 SVHC の分析データ

※ 個別依頼：情報提供化学物質

1	ドットフランク法（通称）(*1)
2	JAMA/JAPIA (*2)
3	生物由来成分基準 (*3)
4	GADSL (*4)
5	シップリサイクル条約 (*5)
6	上記以外で情報提供が必要な法規制または顧客要求等

*1 : <http://www.conflictreesourcing.org/conflict-minerals-reporting-template/>

*2 : <http://www.japia.or.jp/datasheet/>

*3 : 厚生労働省告示 375 号

*4 : Global Automotive Declarable Substance List

*5 : <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/shiprecycle/>

3. 包装・梱包材中の重金属規制

物質名	法規制値
カドミウム、鉛、六価クロム、水銀	4 物質合計で<100ppm 未満

エア・ウォーター・マッハ(株)が購入する包装、梱包材が対象です。